

ごみ集積所設置要領

環境政策課

《ごみ集積所の設置基準》

1. 位置及び面積

- ① ごみ集積所の位置は、公道に隣接した場所に入居者の利便性を考慮して配置すること。
- ② 概ね戸数 15 戸を 1 ブロック（単位）とし、ブロックごとに 1 箇所設置すること。ただし、集合住宅を除く
- ③ ごみ集積所の面積は、世帯数（区画数）に **0. 3 m²※** を乗じた面積以上を確保すること。ブロック等を除いた有効面積（内法）とする。また、土留め壁や扉は、集積所敷地に含めない。

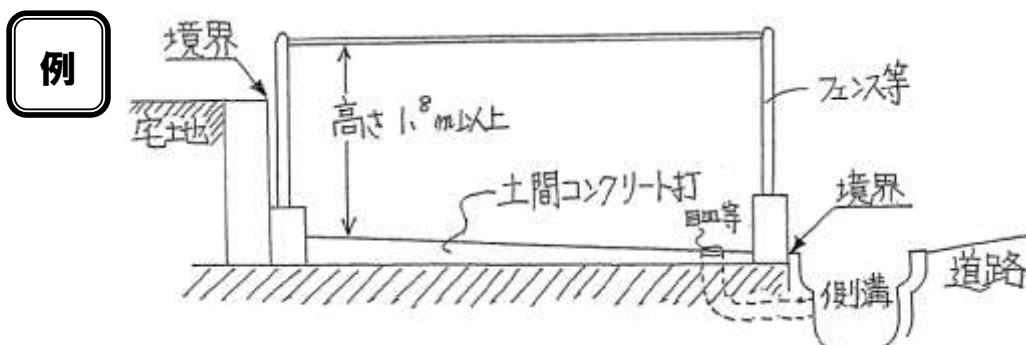
※ 1 住戸の占有床面積が 3 5 m² 以下の小規模共同住宅については 0. 2 m²

2. 構造

- ① 猫やカラス等による生ごみ散乱防止のため、フェンスなどの耐久性に優れたもので全面を囲むこと。（フェンスの網目はなるべく小さいものにし、ブロックとフェンス等の各所の隙間は 5cm 以下など、小動物が入らない構造とすること。）
- ② 集積所の高さは 1. 8 m 以上とし、入口は引き戸の構造が望ましい。開き戸の場合は、開けた時に扉が敷地からはみ出ないようにすること。また、内開きにする場合は扉の可動範囲は有効面積には含めない。
- ③ 土間コンクリート及び排水設備を施し、排水が排水溝に向かって流れるようにすること。排水溝にはごみが流れ込まないように目皿等をつけること。
- ④ 集積所の壁が土留め壁とならないようにすること。
- ⑤ 排水に雨水が流入する場合は、排水管を側溝に接続すること。その場合は、建設課と協議を行うこと。
- ⑥ 排水に雨水が流入しない場合は、排水管を下水道に接続すること。その場合は、下水道課と協議を行うこと。
- ⑦ 排水を直接農業用水路へ放流する場合は、水利権者と協議を行うこと。

3. その他

- ① 管理及び清掃は、使用者または管理会社で行うこと。
- ② 集積所看板が必要な場合は環境政策課へ連絡すること。



※ 不明な点は、糸島市役所環境政策課（TEL092-332-2068）へお問い合わせください。